簡易で即効性のある省力化投資に カタログ注文型 [随時申請受付中]

補助率 1/2以下

補助上限額 最大1,500万円

- 対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします（共同申請）。

「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました！
販売事業者数 6,000超

補助対象（カタログ掲載）製品のカテゴリ例 ▶
どんどん追加中！

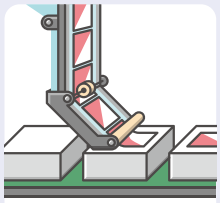


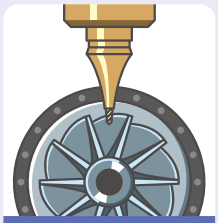
清掃ロボット

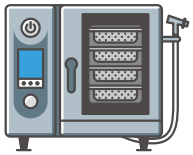


券売機

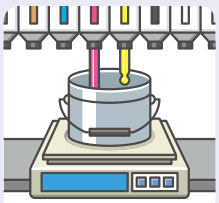

無人搬送車（AGV・AMR）

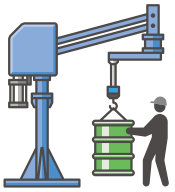

オートラベラー


5軸制御マシニングセンタ


スチームコンベクションオーブン


測量機


印刷用インキ自動計量装置


バランサ装置

サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ！

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

登録カテゴリ数 200超（製品数 3,000超）
※2026年9月現在

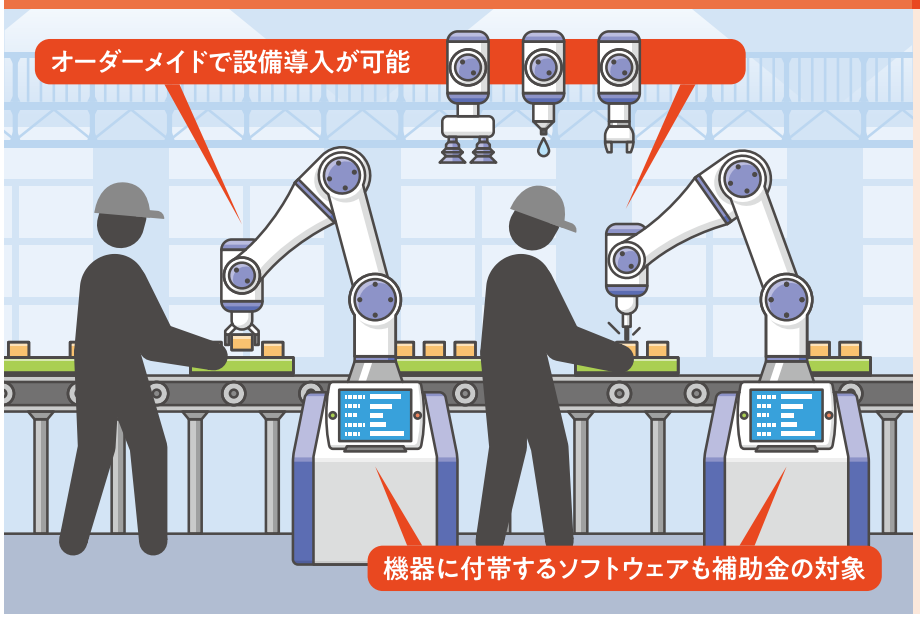
人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が さらに活用しやすくなりました！

中小企業 省力化投資 補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる 一般型 [公募回制]

補助率 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額 最大1億円



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型　随時申請受付中

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を**対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入**し、**販売事業者と共同**で「労働生産性　年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

申請から事業完了までの流れ

公募（随時）
- カタログ：省力化製品を選択／販売事業者を選択
- 販売事業者と共同申請 ▶ 審査
- 補助金の採択・交付決定

補助事業実施期間
- 補助事業開始
- 確定検査
- 補助金請求 ▶ 補助金支払い

終了後
- 効果報告（3年間）

補助率と補助上限額

※令和8年3月19日（木）の申請から、補助上限額を拡充！

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2以下	500万円※	750万円※
6～20名		750万円※	1,000万円※
21名以上		1,000万円	1,500万円

各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。2回目以降の申請における補助上限額は【上記の補助上限額×2ー前回までの累計交付額】とします。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+3%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%）以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。※上記②は令和8年3月19日（木）以降に申請の方を対象とした適用要件です。令和8年3月16日（月）以前に申請の方は、旧制度の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

※令和8年3月16日（月）以前に申請の方は、その申請に限り旧制度の補助上限額が適用されますのでご注意ください。詳しくは下記ホームページの「公募要領」「応募・交付申請の手引き」をご確認ください。

一般型　公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のある**オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入**し、「労働生産性　年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

基本要件
1. **労働生産性の年平均成長率**が**+4%以上増加**
2. **1人当たり給与支給総額の年平均成長率**が**3.5%**（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）**以上増加**
3. **事業場内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

申請から事業完了までの流れ

公募（公募回制）
- 事前準備
- 公募開始
- 申請受付開始 ▶ 審査

交付手続き
- 補助金交付候補者決定
- 交付申請 ▶ 交付決定

補助事業実施期間
- 補助事業開始
- 確定検査
- 補助金請求 ▶ 補助金支払い

終了後
- 効果報告（5年間）

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加　②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。**カタログ注文型・一般型**は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

本補助金の詳細や対象製品のリスト（カタログ）、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ　**https://shoryokuka.smrj.go.jp/**

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル　**0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ　**03-4335-7595**

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）　※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

カタログ注文型　省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録サポートセンター　**03-6746-1530**　でご相談受付中！

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。